

平成30年度 国立大学法人東京大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：教育の国際化・実質化・高度化を推進し、初年次教育等の新たな教育プログラムを実装しつつ、前期課程及び後期課程の学士課程を通じ、幅広い教養や総合的判断力等の資質・能力の涵養を図るとともに、専門分野の基礎と社会性を身に付けた人材を育成する。)

①-1 学生の主体的な学びを促進し、学問の基礎となる力を向上させるため、前期課程においては平成27年度から導入した全学生必修の初年次ゼミナールを毎年ブラッシュアップして定着させる。また、すでに実施している英語の習熟度別授業や、外国人教員が担当する少人数での発信型英語教育を、継続的なFDの実施によってさらに充実させ、英語の運用能力を向上させるとともに、外国語による授業科目を充実させる。学部英語コース（PEAK）生については、日本語教育等をさらに充実させ、進路の選択肢を拡大させる。【1】

- ・ 前期課程において、初年次教育を着実に実施するとともに、FDの実施により英語の習熟度別授業や少人数の発信型英語教育をさらに充実させ、学生の英語運用能力の向上を図る。また、英語による授業科目を充実させ、外国語による授業科目数の増加を図る。学部英語コース（PEAK）については、学部前期課程のカリキュラム改革に向けた取組を推進する。【1】

①-2 各学部の学位授与方針に基づく厳格な成績評価と卒業認定を引き続き行いつつ、後期課程における分野横断的な教育・教養教育・倫理教育や外国語による専門教育を充実させる。具体的には、すでに実施している学部横断型教育プログラムや後期教養教育などの着実な運用に加え、後期課程グローバルリーダー育成プログラム（GLPⅡ）の実施などを通じて専門を越えた多様な学びの場の普及・展開、及び短期招聘等を含む外国人教員や外国人研究者による外国語を用いた専門教育を拡大する。【2】

- ・ 各学部の学位授与方針に基づく厳格な成績評価と卒業認定を引き続き行うとともに、学部後期課程における部局横断型教育プログラムや後期教養科目、グローバルリーダー育成プログラム等を着実に実施する。また、海外の大学と連携し、外国語による専門教育の充実に向けた取組を推進する。【2】

①-3 卓越した学生をより鍛えるため、優秀な学部学生が早期に大学院レベルの教育を受けられるような制度を整える。【3】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 学士・修士一貫の教育プログラムを実施する。また学部後期課程における早期卒業制度について、法学部での導入を開始するとともに、他学部においても検討を進める。【3】

①-4 4ターム制などを活用して、国内外のサマープログラム、インターンシップ、ボランティアなどの社会活動、留学生との交流などの多様な学習体験の機会を拡充する。具体的には、学部4年間（学部によっては6年間）を通じて20%以上の学生が多様な学習体験に参加できるよう、体験活動プログラム、初年次長期自主活動プログラム、サマープログラム等を整備・拡充する。

【4】

- ・ 体験活動プログラムや国内外におけるサマープログラム等の多様な学習体験の機会を拡充するため、学生への情報提供を推進するとともに、既存の制度の改善等を推進する。【4】

(中期目標：大学院では、修士・博士・専門職学位の各課程において、自ら考え、新しい知を生み出し、人類社会のための知の活用を目指して行動する意欲満ち溢れた人材（「知のプロフェッショナル」）を育成する。)

②-1 国内外の各界で活躍する「知のプロフェッショナル」を育成するため、大学院では引き続き高度な専門性と研究能力を養うとともに、学問領域や社会の必要性に応じた領域融合的・境界横断的な教育を強化する。また、研究倫理教育を徹底する。【5】

- ・ 大学院の各課程において研究領域ごとの専門的な教育を持続的に実施するとともに、部局横断型教育プログラムや分野横断的な大学院の教育プログラムを実施する。また、研究倫理教育実施計画に基づき、全ての大学院学生に対して研究倫理教育の実施を徹底する。【5】

②-2 「知のプロフェッショナル」育成の先駆的な試みとして、修士・博士一貫の部局連携型学位プログラム「国際卓越大学院」を創設し、世界トップレベルの研究体制の魅力を活かして、世界中から優秀な人材を集める。さらに、産官学のネットワークを活かし、優秀な社会人の研究能力を強化する仕組みも整備する。【6】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 部局連携型学位プログラム「国際卓越大学院」を実施し、この一貫として、国際的に通用性のある選抜方式の実施、産業界等との連携等を推進する。【6-1】
- ・ 大学・企業の若手研究者向けのイノベーション人材・アントレプレナーシップ人材教育プログラムを引き続き推進する。【6-2】

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：学士、修士、博士及び専門職学位の課程における教育体制を一層強化して、全学的な教育力を向上させる。)

①-1 学部前期課程教育では、教養学部を責任部局としつつ、全学的な実施組織を整備して初年次ゼミナール等の安定的な運営を行うとともに、定期的に初年次教育に対する授業評価を行う体制を整え、不断の改善に取り組む。学部後期課程教育では、各学部がそれぞれの学問領域の基盤となる教育を担うとともに、学部横断型教育プログラム等を開講するための支援体制を充実させる。【7】

- ・ 学部前期課程において、全学的な協力体制により初年次ゼミナール等の安定的な運営を引き続き行うとともに、授業評価を踏まえて改善に取り組む。学部後期課程においては、学部横断型教育プログラムへの支援充実を図る。【7】

①-2 大学院教育では、各研究科がそれぞれの特性を活かして先端的な教育を担うとともに、研究科相互の協力体制を強化し、附置研究所・センターもこれに積極的に協力する。また、「国際卓越大学院」の設置に向けて準備委員会を組織するとともに、全研究科共通の授業科目や研究科横断型教育プログラム等を開講するための支援体制を充実させる。【8】

- ・ 研究所等が参画する部局連携型の教育プログラムを引き続き実施する。【8】

①-3 東京大学の教育がその目的に沿って適切に実施されるよう、全学として最適な教員配置を実現する。国内外から多様で優れた教員を確保するため、教員配置に際して、クロス・アポイントメント等の柔軟な人事措置を活用する。【9】

- ・ 各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて、総長裁量枠及び教員採用可能数学内再配分システム枠の資源を確保し、優先順位に従い採用可能教員数の再配分を実施する。また、研究者雇用制度改革による柔軟な人事方策を通じて、国内外から多様で優れた人材の確保を推進する。【9】

①-4 ティーチング・アシスタント（TA）能力の向上を組織的に推進するため、教育支援者としてのTAの役割を見直すとともに、大学院学生を対象とした教育支援や教育者としての基礎を教授するフューチャー・ファカルティ・プログラム（FFP）やTA研修を積極的に活用する。【10】

- ・ 大学教員をめざす大学院学生を対象とした東京大学フューチャー・ファカルティ・プログラム（FFP）や組織的なTA研修を着実に実施し、TA能力の向上を図る。【10】

①-5 学部・大学院教育の改善活動を支援するCTL（Center for Teaching and Learning）機能を本郷・駒場Iキャンパスに整備し、各部局と連携して、FDの実施、教育へのICT活用、学生の授業評価の活用等を推進する。【11】

- ・ 大学院学生を対象としたフューチャー・ファカルティ・プログラム（FFP）やファカルティ・ディベロップメント（FD）を引き続き推進するとともに、グローバルFDの開発を行う。【11-1】
- ・ 教育へのICT活用に向けて開発した国際遠隔講義システム（UTOP）の活用を推進する。【11-2】

（中期目標：多様な教育方法に対応し、学生の主体的な学習を支援できるよう、教育環境の基盤的整備を進める。）

②-1 老朽化した施設・設備の改善、構成員の多様性に配慮したユニバーサルデザイン、国際交流や課外活動の推進など、教育及び安全性・省エネ性等に関連するあらゆる観点から、教室・実験棟・体育館等の教育施設、図書館、博物館、隔地附属施設等の整備・改善を進める。【12】

- ・ 老朽化が進行している施設・設備インフラの機能改善に向けて施設保全カルテの作成及びインフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定を推進するとともに、障害のある構成員の要望を踏まえたバリアフリー化を推進する。また、新図書館計画に基づき、引き続き総合図書館（本館）の改修工事を推進し、総合図書館（新館）と一体的な運用を部分的に開始する。【12】

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

（中期目標：学生の主体的な学びを支え、自主的な選択を支援する総合的な学生支援体制を整備し、多様な学生に対するきめ細やかな支援を行う。）

①-1 多様な学習履歴や個々の事情に応じて、教員・専門職員をはじめ、学生も参加した教育上のきめ細かな指導・助言を行う学習支援体制を整備する。具体的には、学生生活全般の問題についても気軽にアドバイスを受けることができるよう、一定の訓練を受けた学生を積極的に活用する「ピアサポート」制度を充実させる。【13】

- ・ ピアサポーター養成のための研修プログラムを実施するとともに、駒場・本郷・柏の各キャン

パスの学生のニーズに応じたピアサポート活動を実施する。また、部局と連携して成績不振者への支援を試行し、学生目線を生かした学習指導・進路相談の体制を構築する。【13】

①-2 学生がメンタルヘルスに関する専門的な助言や援助を受けることができる支援体制を充実させ、発達障害・精神障害も含めた障害のある学生への修学面での支援や配慮を提供できる全学体制を一層強化する。【14】

- ・ 教職員を対象にした啓発・教育・研修活動を検証し、より効果的な活動への準備を行うとともに、学外機関と連携しつつ、障害のある学生に対して修学面を含む学生生活全般に関する支援・配慮を行う。また、心理や精神医学の専門的支援の充実と学生同士の支え合いを融合させ、留学生を含む学生の多様性に応じた、きめ細やかな支援体制の整備を行う。【14】

①-3 卒業生ネットワークの活用等によって、教育課程や学問分野に応じたキャリア形成に関する相談や就職支援に関する取組をさらに推進する。具体的には、卒業生による業界研究会や、公務員志望者を対象者としたガイダンス等の機会を提供し、また博士・ポスドクを対象としたキャリア支援として、企業就職を視野に入れたガイダンス等を充実させる。【15】

- ・ 在学生在が自分により適したキャリア形成を自主的に選択できるよう、卒業生ネットワークを活用し在在学生と卒業生との交流の場を設けるとともに、卒業生による業界研究会や公務員志望者等を対象としたセグメント別のガイダンス等を実施するほか、博士・ポスドクを対象とした就職ガイダンス及び合同会社説明会を実施する。【15】

①-4 今後、増加が予想される短期・長期留学生、及び外国人学生の修学・研究の遂行や生活一般について、相談窓口を充実させる。【16】

- ・ グローバルキャンパス推進本部において全学的な相談窓口の充実のための企画立案を行い、関係部署において必要な施策を実施する。【16】

(中期目標：意欲と能力のある人材の育成と教育の機会均等を確保するため、学生への経済的支援を維持しつつ、優秀な大学院学生への支援を充実させる。)

②-1 経済的に困窮する学生や留学生への支援に加え、地方出身の学生、女子学生、優秀な人材の入学及び意欲や能力のある学生の留学を促進するため、各種の奨学・奨励制度を堅持する。また、優秀な人材の博士課程進学を奨励・促進するためのTA、RAの制度を整備するとともに、博士課程学生の4割以上が教育研究に専念できる経済的支援（概ね日本学術振興会特別研究員研究奨励金相当）を受けられるようにする。【17】

- ・ 経済的に困窮する学生へ授業料免除及び地方出身の学生、女子学生、優秀な人材の入学や優秀な学生の大学院進学を奨励・促進するため、大学独自の奨学制度等の実施を推進する。【17-1】
- ・ 優秀な海外学生獲得のための奨学金と在学中の外国人留学生のセーフティネットの両側面から留学生への経済的支援を推進するとともに、意欲や能力のある学生の留学を促進するため、各種の奨学・奨励制度を堅持する。【17-2】
- ・ 博士課程学生への経済的支援の充実に向けた取組を推進する。【17-3】

②-2 経済的に困窮する学生、留学生や地方出身の学生の修学を支援するため、学生寮等の住環境を整備する。具体的には、豊島地区・目白台地区等の学生宿舎について整備を行う。【18】

- ・ 引き続き目白台地区の学生宿舎の整備を推進するとともに、留学生向けに民間団体等と連携した住居借上を行い、経済的負担が少ない住環境を提供する。【18】

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

(中期目標：東京大学のアドミッション・ポリシーに基づく多様な入学試験を実施する。)

①-1 学部一般入試においては、受験者の機会均等及び選考の公正さを尊重する観点から、アドミッション・ポリシーに基づく記述解答式の学力試験による入学者選抜をさらに改善しつつ継続する一方、意欲や適性等を含めた志願者の能力を多面的に判断する推薦入試を着実に実施する。特に、推薦入試による入学者については、入学後の学習や活動の状況を調査し、その情報を蓄積することで、次期の入学者選抜の在り方の検討に活用する。【19】

- ・ 学部一般入試においては、受験者の機会均等及び選考の公正さを尊重する観点から、アドミッション・ポリシーに基づく記述解答式の学力試験による入学者選抜を継続するとともに、意欲や適性等を含めた志願者の能力を多面的に判断する推薦入試もそのアドミッション・ポリシーに基づき着実に実施する。また、推薦入試による入学者については、次期の入学者選抜の在り方の検討に資するため、入学後の学修や活動の状況等の追跡調査を開始する。【19】

①-2 外国学校卒業学生特別選考や学部英語コース特別選考においては、国ごとの教育制度の相違を考慮した多様な評価尺度を用いた入学者選抜を行い、海外の有力大学と競いながら引き続き優秀な学生を獲得することを目指す。【20】

- ・ 外国学校卒業学生特別選考（第1種・第2種）や学部英語コース特別選考（PEAK）において、引き続き国ごとの教育制度の相違を考慮した多様な評価尺度を用いた入学者選抜を実施するとともに、引き続き追跡調査を実施し必要な改善を図る。また、学部英語コース特別選考では、引き続き国・地域を絞り込んだ戦略的・重点的な広報活動を実施し、多様な学生の獲得を目指す。【20】

①-3 大学院入試においては、引き続き、それぞれの学問分野の特性に応じた適切な入学者選抜方式によって入学者・進学者の質を確保する。さらに、選抜方式の工夫によって、海外から優秀な人材を広く募集する仕組みを構築する。具体的には、出願様式等を電子化するとともに、ウェブによる出願システムを構築し、導入可能な研究科から順次試行を行う。【21】

- ・ 適切な入学者選抜方式により大学院入試を実施し、入学者・進学者の質を確保する。また、海外から出願しやすくするために、前年度に開始した国際的に通用性のある選抜方式を実施し、ウェブによる出願システムを引き続き運用する。【21】

(中期目標：入学者選抜の多様化に対応するための体制を整備する。)

②-1 入学者選抜方式の多様化に対応するための全学組織としてアドミッション・センター(A/C)を設置し、学部入試における入学者選抜を統括する。具体的には、推薦入試等の実施に係る業務を行うとともに、一般入試や推薦入試等による入学者の学修や活動状況に関する追跡調査などを着実に実施し、入学者選抜方式の改善に資する取組を行う。また、国際化推進学部入試の拡充

に伴って、国際広報を含めた国際化推進学部入試担当室の機能を強化する。【22】

- ・ 高大接続研究開発センターにおいて引き続き入学者選抜に係る企画・立案・広報の統括等を行うとともに、入学者等の追跡調査を実施し必要に応じ入学者選抜方法の改善を図る。また、国際化推進学部入試の体制を整備し、国際広報を含む国際化推進機能の強化を図る。【22】

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：世界の学術を牽引する総合研究大学として、人文科学・社会科学・自然科学のあらゆる学問分野において卓越性と多様性を追求するとともに、これを基盤として新たな学問領域の創成に積極的に取り組み、世界に先駆けて新たな知を生み出し得る世界最高水準の研究を実施する。)

①-1 学部・研究科等は、基礎分野から最先端の応用分野まで幅広い学術研究のさらなる活性化を図り、学問領域の総合的な発展を継続遂行する。附置研究所は、国内外に広く開かれた最先端の研究拠点として新しい学問領域を先導的に切り拓き、学術の多様性に寄与する。センターは、萌芽的・先端的研究の育成または教育研究の支援を行う。大学全体として、総合研究大学にふさわしい基礎的・基盤的研究を堅実に継承・発展させるとともに、研究の分野間連携の強化を図り、イノベーションを推進し、研究成果の社会的還元を目指す。【23】

- ・ 学部・研究科等においては、基礎分野から最先端の応用分野まで幅広い学術研究のさらなる活性化を図り、学問領域の総合的な発展を継続遂行するための各種施策を行う。また、附置研究所においては、国内外に広く開かれた最先端の研究拠点として新しい学問領域を先導的に切り拓き、学術の多様性に寄与するための各種施策を行う。さらにセンターにおいては、萌芽的・先端的研究の育成または教育研究の支援を行うための各種施策を行う。大学全体として総合研究大学にふさわしい基礎的・基盤的研究を堅実に継承・発展させ、研究の分野間連携を強化するとともに、イノベーションを推進し、研究成果を社会的に還元する。【23-1】
- ・ 共同研究の新スキームを推進し、そのために引き続きそのための産学協創推進本部体制を強化・拡充すると同時に、新スキームの必要な見直しを行う。【23-2】

①-2 共同利用・共同研究拠点においては、大学の枠を超えて国内外の研究者の知を結集するとともに、研究情報を国内外に提供あるいは発信し、当該分野の学術研究を効率的・効果的に推進する。さらに、共同研究の成果や活動のアウトリーチを強化し、研究の社会への発信や国際研究交流を促進する。【24】

- ・ 共同利用・共同研究拠点では、継続的に安定した運営体制の下、共同利用・共同研究を実施し、その研究情報を国内外に効率的・効果的に提供・発信する。また、共同研究の成果やアウトリーチ活動を強化し国際研究交流を促進する。【24】

①-3 総長室総括委員会の下に各種の研究機構等を設置するなど、学術的・社会的課題に対して先駆的・機動的・実践的に応えうる研究拠点を形成し、融合領域の研究や課題解決に向けた研究を推進する。また、研究機構等の評価を定期的に行い、研究活動の水準の維持・向上に努めるとともに、組織の在り方についても点検を行い、必要に応じて適切な支援をする。特に、その卓越性が客観的に認知された国際高等研究所などの研究拠点については、重点的な組織整備を行う。

【25】

- ・ 総長室総括委員会の下の研究機構等について、評価基準に基づく定期的な評価を実施するとともに、組織の在り方について点検を行うなど、その活動を促進する。また、国際高等研究所等の研究拠点については、重点的な組織整備を進める。【25】

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：研究の多様性を促進しつつ、研究競争力を世界主要国と比肩しうるよう適正かつ機動的な予算確保及び教員配置に努め、研究環境の整備を推進する。)

①-1 教員人事に関しては、国籍性別等の区別なく、世界最高水準の人材を集め、学問分野の多様性を確保すると同時に、異分野間の融合を推進することも念頭に置き、資源を適切に配分する。また、際立った研究成果に対するインセンティブの付与、教員の処遇の弾力化などを推進する。

【26】 (戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 学問分野の多様性の確保と異分野融合の推進に配慮しつつ、教員採用可能数学内再配分システム等を活用して適切な資源配分を行う。また、際立った研究成果に対するインセンティブの付与、教員の処遇の弾力化に向けて柔軟な人事制度の整備・運用を推進する。【26】

①-2 卓越した若手研究者が、安定性のあるポストに就きながら、産学官の機関や分野の枠を越えて、独創的な研究に専念できる環境の整備を組織的に行い、それに必要なポストとして300ポストの確保及び若手教員比率を28%以上とすることを目指す。また、研究者の多様化推進の観点から、組織的に社会人の研究者や外国人研究者、女性研究者の積極的な採用と育成に重点を置くとともに、将来の研究を担う女子学生や留学生に対して明確なキャリアパスを示し、修士・博士課程への進学を奨励する。【27】 (戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 卓越した若手研究者の雇用の安定性と流動性の確保を推進するため、研究者雇用制度改革を進め柔軟な人事方策の整備を図る。また、男女共同参画の促進の観点から、組織的に女性教員の割合を高め、研究者の多様化を推進する。さらに、女子学生を対象に女性研究者を講師とする講演会等を実施するなど、学生に対し研究者としてのロールモデルを示す機会を提供する。【27】

①-3 研究を安定的に継続するため、また新たな研究展開を推進するため、高度な専門性を有する研究を支援する人材の育成及び制度化を行う。さらに、研究者が研究に専念できる時間を確保し、萌芽的研究の遂行や国際ネットワークの拡大の機会を増やすために、サバティカル制度の積極的かつ有効な活用を推進する。【28】

- ・ リサーチ・アドミニストレーター (URA) 制度の運用により、URA の認定等を実施するほか、高度な専門性を有する、研究を支援する人材にかかる制度運用を開始する。また、若手研究者の国際展開事業や、当該事業と連携したサバティカル制度の積極的かつ有効な活用により、研究者の萌芽的研究の遂行や国際ネットワークの拡大の機会を増やす。【28】

①-4 広範な学問領域を健全に発展させるとともに、世界最高水準の卓越した研究や若手研究者の育成等に資するため、資源配分の安定性と恒常性に配慮しつつ、全学的な研究環境の整備をさらに推進する。また、安全・安心な研究環境の確保のため、老朽施設等の改善整備を進めるとともに、研究スペースをはじめとするインフラの整備を推進する。【29】

- ・ 学内配分制度に基づく総長裁量経費や教員採用可能数学内再配分システムを活用し、重点的な支援を実施するとともに、引き続き全学的な研究環境の整備を推進する。【29-1】
- ・ 耐震性能の劣る建物については耐震化を推進しつつ、老朽施設の機能改善を中心とした、研究スペースをはじめとするインフラの整備に向け、施設保全カルテの作成とともにインフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定を推進する。【29-2】

3 社会との連携及び社会貢献を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

（中期目標：社会との連携を効果的に促進することで、東京大学を「知の協創の世界拠点」とし、我が国の社会及び国際社会の持続的発展に貢献するとともに、本学から生まれた知の社会への展開を効果的に進めるベンチャー創出、知財管理の仕組みの高度化・改革を推進する。）

①-1 大学の研究能力及び研究成果を活用して、公共部門の活動または民間の公益活動に対し支援及び提言する各部署の取組を組織的にも促進・援助し、我が国並びに国際社会に生起する諸問題の解決に資する。【30】

- ・ 社会と東京大学との関わりを深めるための社会連携及び国際交流活動の支援を引き続き推進する。【30】

①-2 大学から生み出される知の社会への還元をより効果的に進めるために、知財管理等の高度化を図り、共同研究、技術移転及びベンチャー創出を促進する。【31】

- ・ 知的財産関連規則類及び関連した契約雛形類の整備・継続的見直しを推進するとともに、知的財産の保護と海外を含めた戦略的な活用として、単独出願強化施策の具体化と運用を行う。【31】

①-3 社会の各界との対話を密にするとともに、投資・支援を幅広く受け入れる仕組みを整備することによって、大学が社会の諸課題に応えられる人材の育成及び研究を行う体制・環境を充実させる。【32】

- ・ 特定研究成果活用支援事業推進のための体制・仕組みを確立し、イノベーション志向型の共同研究の新スキームによるイノベーション創出に向けた取組を推進する。また、イノベーション人材・アントレプレナー人材育成プログラムを推進する。【32-1】
- ・ 「つくば-柏-本郷イノベーションコリドー」による産官学連携の拠点化を推進する。【32-2】

（中期目標：社会に開かれた大学として、東京大学に関係する全世代の能力を結集するため、卒業生、退職教員等からなる人的ネットワークを充実させ、教育・研究体制における多様性を拡大する。）

②-1 機関リポジトリによる研究成果の発信や公開オンライン講座による教育情報の発信を拡大するなど、大学から社会への知の発信を情報通信技術の積極的な活用により拡充し、様々なアウトリーチ活動を展開する。また、大学教育と初等中等教育の接続のための教育プログラムを充実させ、高等教育への導入と一貫した人材育成を推進する。【33】

- ・ 全学的な方針の下、東京大学学術機関リポジトリ収録コンテンツの拡充に取り組み、研究成果の発信を拡大する。【33-1】
- ・ 大規模公開オンライン講座（MOOC）など、様々な形態の情報通信技術を活用した教育情報の発信を拡充する。【33-2】

- ・ 学内外に築いた初等中等教育支援のネットワークや、開発した教材・コンテンツ等を活用し、教員研修の支援等を行うことで、初等中等教育の質の改善に寄与する。【33-3】

②-2 史料・標本・図書等、所蔵する学術資産を適切に保管し継承すると同時に、アーカイブ化や社会への公開を進め、学内者、教育機関、一般社会による学術資産の活用を促進する。【34】

- ・ 史料・学術標本・図書等、所蔵する学術資産を適切に保管し継承するために、既存資料のデジタル化や補修・保全を推進するとともに、文書館における学内資料の移管及び収集や総合図書館自動化書庫の整備を推進する。【34-1】
- ・ 全学的な学術資産アーカイブの構築を推進するとともに、総合研究博物館や図書館における展示公開やイベント等を通じて、教育機関をはじめ広く社会一般が東京大学の知に触れる機会を提供する。【34-2】

②-3 卒業生を含む優秀な社会人が学生として再び大学に戻り、自身の学びと研究を深める、あるいは研究員や講師として後進の教育研究を支援することを可能にするプログラムの充実と体制整備を進め、社会との幅広い相利共生の関係を構築する。そのため、学術と社会を結ぶ卒業生、退職教員等からなる人的ネットワークを充実させる。【35】

- ・ 卒業生を含む社会人向けの生涯教育、産官学のネットワークを活かした社会人向けプログラムを推進するとともに、プログラムの講師等として卒業生を含む社会人の参画を推進する。また、退職教員を含む卒業生、教職員のネットワークの充実を図る。【35】

4 産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：大学によるイノベーション活動の世界拠点化のため、産業競争力強化法に基づく認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資事業を行うとともに、人的及び技術的援助等を通じて、大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動の活性化を図る。)

①-1 ファンド・オブ・ファンズまたは共同投資等を通じた、既存ベンチャーキャピタル事業者への切れ目ない資金提供等の取組を実施する認定特定研究成果活用支援事業者の活動を通じて、大学のイノベーションエコシステムの充実に貢献する。【36】 (戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 産業界との連携を通じて特定研究成果活用支援事業推進のための体制・仕組みを改善・整備し、産学協創推進本部のプレ・インキュベーション機能の充実にに向けた取組を推進する。【36】

①-2 大学における教育研究活動を活性化させるため、社会との連携を通して構築された「知の協創の世界拠点」としての東京大学における人材循環を確立するための取組を実施する。【37】 (戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 大学・企業の若手研究者向けのイノベーション人材・アントレプレナーシップ人材教育プログラムを推進する。【37】

①-3 大学のイノベーションエコシステムを充実するため、様々なベンチャー支援機関等と連携した取組を実施する。【38】 (戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ イノベーションを加速化するための共同研究の新スキームを引き続き推進し、認定特定研究成果活用支援事業者、民間ベンチャーキャピタル等との連携を通じたベンチャー創出のためのイ

ノバージョンエコシステムの改善・拡充に向けた取組を行う。【38】

5 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

(中期目標：「知の協創の世界拠点」にふさわしい教育研究環境を充実させ、教育研究のグローバル化を推進し、我が国ならではの総合研究大学の新しい世界展開モデルを創出するとともに、中長期戦略に基づく関連組織と事務体制の機能強化を図る。)

①-1 第2期中期目標期間中に構築した海外の有力大学との通常の学術交流協定を越えた特別な協力関係（戦略的パートナーシップ）を活用して教育研究の国際展開を図り、提携大学・提携機関との間で、共通カリキュラムや共同研究等の新しいスキームを構築する。【39】

- ・ 海外有力大学との戦略的パートナーシップを活用して、国際共同研究を推進するとともに、その上に展開される共同で実施するサマープログラムや国際ジョイント教育プログラム等を推進する。【39】

①-2 学生の国際的流動性を高めるため、全学協定等に基づく交換留学を促進する。具体的には、質の高い海外大学と学生交流協定の締結を進め、80校以上の海外大学との全学協定を目指す。また、各学部・研究科の協力のもと、全学学生交流協定による交流学生数を年間200名以上に拡大する。こうした取組により、学生が卒業までに何らかの形で国際体験（学内での留学生との交流体験を含む）ができるような環境を整備する。【40】

- ・ 活発に交流がなされている海外大学との間で学生交流促進について協議し、協定締結を促し、各学部・研究科と連携しながら本学学生に対する広報・応募勧奨を行う。【40-1】
- ・ 全学学生交流協定校と協力し、先方と本学の学生が共同で参加するサマープログラム、交流イベント等の充実・増加を図る。【40-2】

①-3 学部段階で、英語をはじめとする外国語による授業数を500にすることを旨とする。また、外国語を初めて習う段階から、外国語で最先端の研究内容を学ぶ段階まで、個々の学生に適合した習熟度別のカリキュラムを整備するとともに、2つの外国語を習得して母語を含む3つの言語の運用能力を育成するトライリンガル・プログラム（TLP）を充実させる。さらに、前期課程において平成27年度から正規科目として導入された「国際研修」を活用し、学生が早期のうちに海外で学ぶ機会を得られるようにする。【41】

- ・ 英語によるアクティブ・ラーニングや習熟度別授業の展開及びトライリンガル・プログラム（TLP）を着実に実施するとともに、引き続き外国語による授業の拡充を図る。【41-1】
- ・ 異なる言語・文化の環境に触れ、国際交流の現場を体験し、グローバルな視野を養うことを目標とした授業科目「国際研修」について、開講科目数の拡充を図りつつ着実に実施する。【41-2】

①-4 日本人学生と外国人留学生がより効果的に交流できる国際宿舎等の検討を行い、多様な学生たちが早期から触れ合い刺激し合う環境を整備することを旨とする。【42】

- ・ 目白台地区の学生宿舎の整備を引き続き推進するとともに、各国際宿舎に設置されている自治会との連携を密にし、入居者同士の交流会など自治会が主催する各種交流活動が活発に行われるよう奨励する。【42】

①-5 グローバル化に対応するために、教職協働組織である国際本部を発展的に改組し、業務体制を強化するとともに、現有職員の一層のレベルアップに取り組む。また、語学力を含む十分な国際業務対応能力を持つ職員を積極的に採用しつつ、国内外における職員の研修を実施する。【43】

- ・ グローバルキャンパス推進本部の体制整備に努める。【43-1】
- ・ 高度な資格や資質等を有する優秀な職員を採用するとともに、職員海外研修や語学に関する自己啓発支援等を実施し、事務体制の機能強化を図る。【43-2】

①-6 分野の特性に応じて国際公募を行い、外国人教員・研究者を積極的に雇用する。また、サバティカル制度を積極的に活用して若手教員に長期海外研修の機会を与え、教員集団全体のグローバル化を推進する。【44】

- ・ 分野の特性に応じた教員の国際公募を引き続き推進するとともに、優れた外国人教員・研究者の雇用を推進するため、柔軟な人事制度の整備・運用を推進する。また、特に若手教員の国際ネットワークの構築形成を促進する観点から若手研究者の国際展開事業と連携してサバティカル研修制度の積極的活用を促進する。【44】

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

(中期目標：大学病院としての医療の質の向上を図り、先端医療開発を推進しつつ、優れた医療人の育成を図るとともに、安定的な運営基盤を確保する。)

①-1 超急性期医療体制及び患者の療養環境をさらに充実させることにより、医療の質を向上させ、がんの集学的治療や移植医療等を推進するとともに、他医療機関との連携を強化する。【45】

- ・ がんの集学的治療や移植医療等の推進に向けて、入院棟Bにおける診療科横断的な診療体制の検討に着手する。【45-1】
- ・ 地域医療機関との定期的な勉強会の開催等を通じて地域医療機関との連携を強化する。【45-2】

①-2 クリニカルリサーチセンターの設置、臨床研究のモニタリング体制及び支援体制の機能強化により、研究環境を改善し、新たな医薬品、医療技術等先端医療の開発と提供を推進する。【46】

- ・ 病院の臨床研究管理体制を点検・評価し、臨床研究のモニタリングの強化を図るとともに、治験や先進医療の活性化を進める。【46】

①-3 初期臨床研修プログラム及び研修環境を改善し、専門医制度改革に伴う専攻医の育成において大学病院としての役割を果たす。また、臨床実習生の受入や医療従事者の生涯教育を行い、優れた医療人の育成に取り組む。【47】

- ・ 専攻医の育成を推進するとともに、初期臨床研修プログラムも含め、臨床研修プログラムの点検・評価を定期的に行い、改善に努める。【47-1】
- ・ 臨床実習生の受入や、医療従事者を対象とした最新の医療制度、医療安全、多職種連携などに関する生涯教育を継続して行い、優れた医療人の育成に取り組む。【47-2】

①-4 平成29年に竣工を予定している新病棟の円滑な開設を目指すとともに、社会情勢を見極めつつ、持続的な病院運営基盤のためのマネジメント機能を充実させる。【48】

- ・ 病院執行部、経営改革運動本部と診療科・部とが連携し、持続的な病院運営基盤のためのマネ

ジメント機能充実を図る。【48-1】

- ・ マネジメント機能充実のため、国立大学病院間の連携に向けた取組を進める。【48-2】

①-5 医科学研究所附属病院は、時代の要請に応じ、新規予防・治療法開発に向けて橋渡し研究・早期臨床試験の拡充と人材育成を推進し、国立大学共同利用・共同研究拠点研究所附属のユニークなプロジェクト病院として、学内・学外の先端医療開発の支援にも取り組む。【49】

- ・ ユニークなプロジェクト病院として、大学内外のシーズを受け入れる体制を整備・強化するとともに、橋渡し研究・早期臨床試験を拡充し、ゲノム医療、遺伝子治療・細胞治療、再生医療及びワクチン療法等の先端医療開発に取り組む。また、先端医療分野の開発に係る人材育成のための研修を実施する。【49】

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

(中期目標：附属学校の設置目的を踏まえ、これからの中等教育における教育実践研究の在り方を示す。)

①-1 本校の特徴でもある教科・総合的な学習における探究的な学びと特別活動が、大学での学びや実社会での生活に、どんな時にどのような効果を与えているかを、これまでの双生児研究の蓄積を活かしながら、卒業生の調査も視野に入れて検証していく。【50】

- ・ 附属学校生徒に関するデータベースへのデータ入力を継続するとともに、在校生への調査協力依頼と卒業生調査を引き続き実施する。【50】

①-2 東京大学全学の学生のための教員養成に関して、教育学部との連携を強めながら協力する。【51】

- ・ 教育実習の改善に係る取組を実施するとともに、引き続き教育学部と連携し教科教育の改善に係る取組を推進する。【51】

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(中期目標：総長のリーダーシップの下、総合研究大学としてのスケールメリットと各教育研究組織の自律性を活かした活力ある組織運営を行う。)

①-1 「東京大学憲章」に基づき、学内外の意見も踏まえつつ、総長のリーダーシップにより運営方針を具体化し、その実現に向けて経営支援機能を強化する。【52】

- ・ 未来社会協創推進本部において、指定国立大学法人としての構想を効果的に推進するとともに、進捗管理を適切に実施する。「東京大学ビジョン2020」に基づく具体的な取組やその工程については、昨年度に引き続き、一元的な進捗管理を行い、学外の動向や学内からの提案等も踏まえて適宜更新するとともに、経営支援機能強化のため必要に応じて事務体制等の見直しを行う。また、執行部の問題意識等に対応した経営支援情報を執行部に提供し、経営支援に資する。【52】

①-2 総長のリーダーシップにより、教育研究分野の多様性等を考慮しつつ、教育研究組織の再編成や整備、学内資源の再配分等を機動的、戦略的、重点的に行う。また、各部局の自律性を活かし、適正かつ効率的な業務運営を促すとともに、その多様で特色ある主体的な取組を積極的に

支援し、全学でその情報を共有する。【53】

- ・ 限られた資源を有効活用するための戦略的で透明性のある予算配分システムや教員採用可能数
学内再配分システムを活用し、教育研究の多様性に配慮しつつ、重点的な資源配分を行う。【53】

(中期目標：多様性に富み活力ある教職員組織を構築する。)

②-1 クロス・アポイントメント制度等の柔軟な人事給与上の措置により、教員の人材交流の推進や積極的流動性を促進し、国内外の優秀な人材を採用・確保する。さらに教員の不断の自己研鑽による教育研究能力の向上を促す。また、卓越した若手研究者のために安定性と流動性を両立させる人事給与制度を実現し、雇用環境を抜本的に改善する。【54】

- ・ 国内外から優れた教員・研究者の雇用を推進するため、引き続き研究者雇用制度改革を進め柔軟な人事方策の整備を図る。また、教員の不断の自己研鑽による教育研究能力の向上を促すため、グローバルFDの開発を推進する。【54】

②-2 性別、年齢、国籍、障害の有無等にとらわれず、能力・適性に応じた雇用・人事を行い、教職員の多様性を高める。男女共同参画の促進や国際化の推進の観点から、組織的に女性教職員や短期間の招聘を含めた外国人教員の割合を高めていく。教員に関しては、女性教員比率を25%まで高めることを目指していく。特に、「若手教員の雇用に関する計画」に基づき、若手女性教員の安定的なポストを確保していく。また、職員に関しては、就労環境の改善を推進し、女性幹部職員の登用率を20%にすることを目指していく。【55】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 国内外から多様な教職員の雇用を推進するため、引き続き柔軟な人事方策の整備を図る。また、男女共同参画の促進の観点から、組織的に女性教員の割合を高めていくための取組を実施するとともに、職員の多様性を維持しつつ、能力・適性に応じた人事を推進するために、職員の意識啓発等を行う。【55】

②-3 教育研究活動の多様化・高度化に適切に対応するため、高度な専門性を有する教育研究を支援する職員の確保と育成を推進する。また、研修、スタッフ・ディベロップメント（SD、職能開発）や自己啓発の促進等を通じ、職員の能力向上に取り組むとともに、職員の適性や意向に配慮した複線型キャリアパスを形成し適切な人事配置を行い、大学経営や研究教育支援を担う資質や実践力に応じた処遇に改善する。このキャリアパス開拓のため、近隣大学を中心に人事交流に関する協定を締結し、人材流動、人材育成のためのアライアンスを構築する。【56】

- ・ リサーチ・アドミニストレーター（URA）制度を運用し、URA認定等を行う。【56-1】
- ・ 職種や職階に応じた多様な研修や職員の自己啓発の促進により職員の能力向上を推進する。
【56-2】
- ・ 職員の適性や意向に配慮した複線型キャリアパスの形成に向け、適切な人事配置を行うとともに、このキャリアパス開拓のため、職員の人事流動及び人材育成のアライアンスに関する協定に基づき、人事交流や各種研修機会の提供を進める。【56-3】

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(中期目標：我が国の学問全体を継承発展させ、また社会において活躍できる人材を持続的に育成するため、教育研究組織を整備及び強化する。)

①-1 日本を牽引する基幹教育研究機関としての位置づけを維持・強化しつつ、時代の要請に対して速やかに応えるため、組織を柔軟に再編する仕組みを構築する。具体的には、学生定員管理方式の弾力的な運用、最先端/高度学際的研究分野の設置・拡充等、全学的な教育研究組織の設置や運営について見直しを進める。【57】

- ・ 引き続き必要に応じて、最先端/高度学際的研究分野の設置・拡充等を行うほか、全学的な教育研究組織の設置・運営にかかる見直しを推進する。【57】

①-2 教育研究業務を柔軟かつ速やかに運営、実行するため、教員と事務の間を橋渡しする高度な専門性を有する教育研究を支援する職員等のスタッフを配備し、留学生や外国人教員などの多様な構成員のニーズにも配慮した教育研究のサポート体制を充実させる。【58】

- ・ リサーチ・アドミニストレーター（URA）制度を運用し、URAの確保、育成を推進するとともに、グローバルイノベーション・アドミニストレーター（UGA）の制度化に向けた検討を行う。【58】

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

（中期目標：継続的な既存の業務の見直しの徹底、システム化等を通じ、事務の効率化・合理化による業務運営等の機能強化を行う。）

①-1 教育研究に係る諸課題を適切に遂行するため、教員と職員との役割分担を見直しつつ、教員と多様な職員が密接に連携して業務に取り組む「教職協働」の更なる推進を行う。また、全学で使用する業務システムの融合化（新学務システム開発及び事務システム基盤の導入）を推進することにより、利用者の利便性を高めるとともに、既存業務の見直しを進め、効率化や合理化を図り業務運営等の機能強化を行う。【59】

- ・ 教職協働体制組織の見直し方針に基づき組織の見直しを行う。また、業務のスリム化、効率化と質の向上の観点から、業務の見直しに努め、意志決定の迅速化を推進する。【59-1】
- ・ 認証基盤を利用する業務システムを融合するなど、UTokyo Accountによる認証統合を推進し、利用者の利便性を高める。【59-2】

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 資金の安定確保に関する目標を達成するために必要な措置

（中期目標：教育研究等の強化を目指し、財源の多元化を図り、大学の運営に必要な資金を確保する。）

①-1 世界最高水準の教育研究の維持・発展に資するため、外部資金・自己収入の獲得に努め、大学の事業費に占める、外部資金・自己収入比率を増加させる。さらに、資産・資金の積極的な獲得とその有効活用により、平成33年度末までに実質100億円程度の自由度の高い財源を生み出す。【60】

- ・ 施設使用料の見直しのための調査・分析や外部資金・自己収入の増加に向けた方策の検討を行い、財源の多元化を図る。さらに、資産の有効活用や資金の運用など、自由度の高い財源構築に向けた取組を推進する。【60】

①-2 外部資金の獲得を促進するため、継続的に外部資金情報の迅速な把握及び学内への提供を行うとともに、受け入れた研究資金・間接経費等の情報を一元的に管理する。【61】

- ・ 外部資金情報（公募・新規事業・制度改正等）の収集に努め、学内ポータル等を活用し周知するとともに、研究資金・間接経費等の情報を一元的に管理する。【61】

①-3 寄附の受入を促進するための取組を進める。特に東京大学基金の充実のための取組を強化し、基金を拡充する。【62】

- ・ 多様な層を対象に積極的な渉外活動を展開するとともに、寄附文化醸成に向けた取組を着実に実施し、東京大学基金の充実を推進する。【62】

2 資金の効果的使用及び透明性確保に関する目標を達成するための措置

(中期目標：効果的な学内資金配分を行い、限られた資金を有効に利用する。)

①-1 教育研究分野の多様性や特性及び財務の透明性確保に配慮しつつ、財務データを最大限活用した学内資金の効果的な配分を行うとともに、財源の多様化を連動させつつ、大学の事業費に占める総長の裁量による配分資金割合を増加させる。【63】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 財務データを活用した学内配分制度の下、中期計画等に基づいて成果を業績評価し配分を行う。また、透明性を確保した審査を経て総長の裁量による配分資金を配分する。【63】

①-2 教育研究等の質の向上を図るために必要な人件費を確保しつつ、効果的な運用を行う。【64】

- ・ 研究者雇用制度改革を引き続き推進するとともに、各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて、教員採用可能数学内再配分システム枠及び教員以外の職員の採用可能数再配分枠の資源を確保し、優先順位に従い採用可能教員数の再配分を実施する。【64】

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(中期目標：資産の有効活用を推進する。)

①-1 資金運用を大学の財務マネジメントとして重視し、余裕金の運用効率を高めて、運用額を増やすとともに、市場の変化の中においても、リスク管理に留意しながら、大学法人が運用可能な手段を最大限活用し、より有利な条件での運用を行う。【65】

- ・ 詳細な資金繰り計画に基づき、頻度の高い短期運用を行うとともに、リスクに留意しつつ効率性を考慮した長期運用を行う。【65】

①-2 保有する不動産の現状を適切に把握して、その有効活用を行うとともに、本来業務に支障のない範囲で、貸付を積極的に行い、民間需要と資金による施設整備と収益事業運営を進める。【66】

- ・ 保有する不動産の現状を調査し適切に把握して、その有効活用を行う。また、一時的に使用していない土地について、本来業務に支障のない範囲で貸付を行う。【66】

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(中期目標：東京大学の特性を生かしその運営改善に資する自己点検・評価を実施する。)

①-1 各組織の目標及び大学全体としての多様性を最大限に尊重しつつ、社会的、国際的な視点にも留意した自己点検・評価または外部評価を全ての教育研究部局において実施し、その結果を

公表する。また、その結果及び大学の国際比較の検証結果等を収集分析し、教育研究の質の向上や組織運営の改善・強化に活用する。【67】

- ・ 教育研究部局において自己点検・評価、外部評価を実施し、結果を公表する。また、教育研究部局で実施した自己点検・評価、外部評価の結果、大学の国際比較の検証結果等を収集分析し、教育研究の質の向上や組織運営の改善・強化に活用する。【67】

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

(中期目標：教育研究の成果を国内外に広く発信し、東京大学の国内外でのプレゼンスを向上させる。)

①-1 教育研究や大学運営等の諸活動の状況を積極的かつ適時適切に社会に発信するため、ウェブサイト、SNS、出版、広告等多様な発信手段の活用を推進するとともに、海外に向けても発信力を強化する。その一環として外国語のコンテンツを充実させる。【68】

- ・ ウェブサイトやイベント、社会の双方向的な連携拠点であるコミュニケーションセンター等の多様な手段を活用し、教育研究や大学運営等の諸活動の状況を発信するとともに、海外に向けての発信力強化を図る。また外国語コンテンツを充実させ、国内外に向け積極的に情報を発信する。【68-1】
- ・ 外国語ウェブサイトの適時更新を行うなど、留学生・外国人研究者に対する情報の充実を図る。【68-2】

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：多様性に富む世界最高水準の教育研究活動の展開を可能とするため、社会的課題に先導的に対応できるような魅力あふれるキャンパス環境の整備を推進する。)

①-1 本郷・駒場・柏の3極を中核とした「東京大学キャンパス計画大綱」(役員会議決)に基づき、各地区キャンパスの再開発・整備計画の策定・見直しを行い、東京大学の機能強化や地域・社会との共生のためのキャンパス・施設について、PFI事業も含め機動的かつ計画的な整備を推進する。【69】

- ・ 文京区における地区計画策定状況を踏まえたキャンパス計画の策定に向けた取組を実施する。【69-1】
- ・ 本学の機能強化や地域・社会との共生に資する施設整備について、クリニカルリサーチセンター整備事業等のPFI事業等を含め推進する。【69-2】

①-2 大学キャンパスを通じて持続型社会モデルの提案を目指すTSCP (Today Sustainable Campus Project) に基づき、2030年度迄にはCO2排出量を2006年度比でほぼ半減することを目指し、省エネルギー等に配慮したキャンパス作りに取り組む。【70】

- ・ 学内連絡組織を通じた運用改善や熱源改修等により、省エネルギー対策を実施するとともに、高効率化ガイドラインの部局への展開により、CO2削減を推進する。【70】

①-3 安全・安心な教育研究環境の確保のため、耐震対策、老朽化が進行している施設・設備インフラ及びバリアフリー化等について計画的な整備・更新を推進する。【71】

- ・ 引き続き耐震補強を推進するとともに、老朽化が進行している施設・設備インフラの機能改善に向けて施設保全カルテの作成とともにインフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定を推進する。また、本郷地区キャンパスのバリアフリーの状況に関する調査を実施し、バリアフリーマップの更新を行うとともに、障害のある構成員の要望を踏まえたバリアフリー化を推進する。【71】

①-4 既存施設の長寿命化を計画的に図るため、国の定めたインフラ長寿命化計画（行動計画）等に基づき、施設・設備の定期的な点検と適切な維持保全及び整備を推進する。【72】

- ・ 老朽施設の定期的な点検と適切な維持保全及び整備に向けて、施設保全カルテの作成とともにインフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定を推進する。【72】

①-5 東京大学の機能強化等に対応するため、施設の戦略的・効率的運用を図る観点から、全学的な共同利用スペースの確保・運用を行う。【73】

- ・ 共同利用スペースの確保を推進するとともに、戦略的・効率的な運用を図る。【73】

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

（中期目標：教育研究活動の安全衛生確保と安全教育の仕組みを活用して、安全管理体制を整備する。）

①-1 教育研究活動における安全衛生の確保を継続して推進するため、組織的な連携体制の下、学内管理者の教育に取り組むとともに、キャンパスのグローバル化に対応して安全教育・講習等の英語化を進める。【74】

- ・ 安全衛生に関する学内ルールの周知を行う。また、職場巡視を継続して実施し、学内管理者の現場での指導支援を行うとともに、学内管理者向けの講習会を実施する。さらに、専門の知識を持った部局担当者や学外の専門家による組織的な連携体制の下に、現場の安全管理の点検を実施する。【74-1】
- ・ 講習会テキストの英語化を逐次実施する。【74-2】

①-2 薬品等の遵法管理のため、薬品管理システムの機能改良を進める。また、学生・教職員に化学物質等の取扱い技術や知識を習得させる安全教育を継続して実施し、教育研究における化学物質等の適正な使用・管理を推進する。【75】

- ・ 法令改正等を踏まえた新たな薬品管理システムの構築を進め、パイロット部局による試行を開始するとともに、現システムによる薬品・化学物質等の適正管理状況の監視を継続する。また、引き続き学生・教職員を対象とした薬品管理に関する講習会等による安全教育を実施するとともに、学生・教職員を対象としたライフサイエンスに関する講習会を実施する。【75】

（中期目標：学生・教職員の安全を確保し、災害における被害が軽減されるよう協力体制の整備を進めるとともに、情報セキュリティの強化を推進する。）

②-1 学生・教職員等の安全を確保するため、部局相互及び主要キャンパス施設間の連携や関係機関との連携を図り、防災に備えた連絡・避難・備蓄等の相互協力体制のさらなる整備に取り組む。【76】

- ・ 他部局または主要キャンパスと連携した防災訓練を実施する。また、防災対策マニュアルを学内外の実情に合わせて更新し、全学に周知するとともに、被災建物応急危険度判定組織を充実させる。さらに、関係機関との防災の連携を推進する。【76】

②-2 実効性の高い情報セキュリティ体制の強化を図るため、状況を定期的に確認するとともに、情報セキュリティの専門スタッフを充実させる。【77】

- ・ 情報インシデント対応体制及び情報セキュリティポリシーの遵守状況を確認するとともに、情報セキュリティ担当者に向けた教育・研修を充実する。【77】

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：学問の府としての社会的・公共的使命を果たし、健全で適正な大学運営を担保するため、法令・規則等の厳格な遵守に係る個別構成員の意識啓発の取組を推進する。)

①-1 情報倫理の教育・研修による適切な情報管理を徹底し、情報機器やライセンスの適正な利用を促進する。【78】

- ・ 教職員・学生に対する情報リテラシー教育の実施と PC 管理体制・ソフトウェア管理体制の整備を行う。【78】

①-2 基本的な人権を尊重する観点から、全ての構成員が障害の有無等に拘わらずその個性と能力を十全に発揮し得るよう、公正な教育・研究・勤務環境の整備を図るとともに、人権の侵害を防止する取組を推進する。【79】

- ・ 障害のある学生・教職員に対し修学・就業支援を全学的に推進するとともに、学生・教職員へのバリアフリー支援に関する理解促進・啓発を行うほか、「東京大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「東京大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」に基づき、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割等について、教職員への啓発を推進する。また、ハラスメント防止委員会及びハラスメント相談所等が連携して、研修会の開催、リーフレット・カード、ポスター配布等のハラスメント防止対策及び啓発活動を実施する。【79】

①-3 高い研究倫理を東京大学の精神風土とするため、全構成員に対する研究倫理教育の充実など、高い研究倫理意識を醸成し、研究不正を事前に防止するための取組を推進する。【80】

- ・ 研究倫理意識を醸成し、研究不正を事前に防止するため、研究倫理アクションプランに則して研究倫理教育や研究倫理ウィーク等の取組を実施する。また、研究倫理推進室において各部局における研究倫理教育や不正防止に関する取組状況について把握し、取組状況のフォローアップを行う。【80】

①-4 研究費の適切な管理運営について、社会に対する説明責任を十分に果たす一方、研究の円滑な遂行を妨げることなく不正使用を防止できる仕組みを構築するため、研究現場の実情に即した実効性のある取組を推進する。【81】

- ・ 不正事案が発生した際には、迅速に調査を実施しその結果を公表する。また、研究費不正使用防止計画の取組状況を把握し、研究現場の実情に即した実効性のある研究費不正使用防止に関

する取組を検討・実施する。【81】

①-5 不正な行為が生じた際には、迅速かつ的確に対応する。【82】

- ・ 不正な行為が生じた際には、迅速かつ的確に対応する。また研究不正については、担当理事、科学研究行動規範委員会委員長等の関係者間の研究不正事案に関する緊密な情報共有を行うとともに、事案の発生に応じて科学研究行動規範委員会規則に則り迅速かつ的確な調査を実施する。【82】

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

20,114,248千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 大学院農学生命科学研究科附属緑地植物実験所の土地の全部（千葉県千葉市花見川区畑町1487-1外 47,139.17㎡）を譲渡する。
- ・ 検見川第二職員宿舎の隣接地（千葉県千葉市花見川区浪花町1010外 6,673.92㎡）を譲渡する。
- ・ 大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターの土地の一部（岩手県上閉伊郡大槌町赤浜二丁目106-10 9,552.97㎡）を譲渡する。
- ・ 地震研究所広島地震観測所アンテナ敷地跡地（広島県広島市安佐北区落合七丁目1408外 603.48㎡）を譲渡する。
- ・ 駒場第二職員宿舎の土地の一部（東京都目黒区駒場三丁目865-6の一部 60㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市11663地先外 74.62㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の土地の一部（東京都西東京市北原町三丁目2667番 外 3,475.60㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林田無演習林の土地の一部（東京都西東京市緑町一丁目2558番2 外 1,919.40㎡）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
【施設整備費補助金】 ・（医病）入院棟A改修等 ・（本郷）基幹・環境整備（電気設備） ・（駒場）屋内運動場 ・（柏Ⅱ）総合研究棟（情報系） ・（医病）基幹・環境整備（給水設備） ・（駒場Ⅰ）駒場コミュニケーション・プラザ 施設整備事業（PFI） ・（本郷）総合研究棟（工学部新3号館） （BOT）（PFI） ・（本郷）クリニカルリサーチセンター整備等 事業（PFI） 【大学資金】 ・（本郷）図書館改修Ⅲ－3 ・（大槌）災害復旧事業 ・（駒場）屋内運動場 ・（柏Ⅱ）産学官民連携施設 ・（白山）小石川植物園温室整備 ・山上会館改修 ・（本郷）総合研究棟（工学部新3号館） （BOT）（PFI） ・（本郷）クリニカルリサーチセンター整備等 事業（PFI） 【長期借入金】 ・（医病）入院棟A改修等 ・（医病）基幹・環境整備（給水設備） ・（田無）再開発 ・目白台国際宿舎 ・（柏Ⅱ）産学連携インキュベーション施設 ・（本郷）産学連携インキュベーション施設 ・大学病院設備整備 【（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金】 ・小規模改修 【他機関補助金等】 ・（白山）小石川植物園温室整備	総額 21,773	施設整備費補助金 (2,484) 大学資金 (5,432) 長期借入金 (13,511) （独）大学改革支援・学位授与機構施設費 交付金 (145) 他機関補助金等 (201)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1) 雇用方針

- ・ 性別、年齢、国籍、障害等の有無にとらわれず、能力・適性に応じた雇用・人事を行い、教職員の多様性を高める。
- ・ 各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて、総長裁量枠及び教員採用可能数内再配分システム枠の資源を確保し、優先順位に従い再配分を実施する。

(2) 人事育成方針

- ・ リサーチ・アドミニストレーター（URA）制度の運用により、URA の認定等を実施するほか、高度な専門性を有する、研究を支援する人材にかかる制度運用を開始する。
- ・ 「東京大学職員の人材育成の推進体制に関する基本方針」に基づき、職員の能力を最大限に向上させるための取組を行う。
- ・ 卓越した若手研究者の雇用の安定性と流動性の確保を推進するため、研究者雇用制度改革を進め柔軟な人事方策の整備を図る。

(3) 人材交流

- ・ 職員に関して、能力や専門性の向上を図るため、国内外の研修や出向の制度を活用する。また、職員の人事流動及び人材育成のアライアンスに関する協定に基づき、人事交流や各種研修機会の提供を進める。
- ・ クロス・アポイントメント制度等の柔軟な人事給与上の措置や年俸制の導入等により、教員の人材交流の推進や積極的流動性を促進する。

(参考1) 平成30年度の常勤教職員数 6,260人
また、任期付教職員数の見込みを 1,591人とする。

(参考2) 平成30年度の人件費総額見込 92,849百万円

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数